

## 新旧対照表

【委託納付の手続等について（平成9年3月31日蔵関第271号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第72条</u>の107に規定する委託納付の手続及び同法第72条の112に規定する都道府県知事に対する報告について、下記のとおり定めたので、了知ありたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 （省略）  第2 各都道府県への報告について  地方税法第72条の112第1項に規定する都道府県知事に対する報告は、次によることとする。  1及び2 （省略）  3 報告書の提出先  課税等の実績のある都道府県の知事</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）72条の107に規定する委託納付の手続及び同法第72条の112に規定する都道府県知事に対する報告について、下記のとおり定めたので、了知ありたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 （同左）  第2 各都道府県への報告について  地方税法第72条の112第1項に規定する都道府県知事に対する報告は、次によることとする。  1及び2 （同左）  3 報告書の提出先  課税等の実績のある都道府県の知事  <u>なお、報告書の写しを関税局業務課にも送付されたい。</u></p>